入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和7年10月30日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に関する事項	
(1)契約番号・名称	建公第20号 マツノザイセンチュウ防除業務委託
(2) 仕 様 書	別添「仕様書」のとおり
(3)履 行 場 所	秋田市千秋公園地内ほか
(4)履 行 期 間	契約締結日の翌日から令和8年2月16日まで
(5)入札参加要件	1 過去5年間に本市、国(特殊法人等を含む)又は他の地方公共団
	体と樹幹注入によるマツノザイセンチュウ防除の契約実績がある
	こと。
	2 秋田市内に本社、本店、支店又は営業所等を有すること。
	3 市税に滞納がないこと。
	4 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
	5 入札参加希望者、入札参加希望者の役員又は入札参加希望者の経営に事
	実上参加している者が、集団的にもしくは常習的に暴力的不法行為を行う
	おそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると
	認められないこと。
	6 お知らせ日から落札決定日までの間において、本市の指名停止又は入札
	参加資格停止の措置を受けていないこと。
(6)入札参加申込み	
受 付 期 間	令和7年10月30日(木)から11月5日(水)まで。
	ただし、土曜日、日曜日および祝日は除く。
受 付 時 間	午前9時から正午までおよび午後1時から午後4時まで。
	ただし、受付期間最終日は午前9時から正午までとする。
受 付 場 所	秋田市山王一丁目1番1号
	秋田市役所 建設部建設総務課庶務担当 (本庁舎4階)
(7)指名(非指名)通知	令和7年11月10日(月)までに電子メール又はFAXで通知
(8)入 机	
日時	令和7年11月13日(木)午前9時30分
場	秋田市山王一丁目1番1号
	秋田市役所 4-B会議室(本庁舎4階)
入札保証金	免除
最低制限価格	設定あり (予定価格の10分の6以上の範囲で設定)
(9)契約日	令和7年11月19日(水)(予定)

2 注意事項

- (1) 入札参加申し込みについて
 - ア 本入札に参加を希望する方は、次に掲げる書類(以下「申込書」といいます。) を提出してください。
 - (7) 公募型指名競争入札参加申込書【様式1】
 - (4) 業務履行実績調書【様式2】
 - (ウ) 誓約書【様式3】
 - (エ) 登記事項証明書(写し可)
 - ※申込日前3か月以内に発行されたもの。
 - ※営業所名で入札参加申込みをする場合は、秋田市に営業所を有していることを証明する書類を提出してください。
 - (オ) 市税に未納がない証明書(秋田市市民税課で発行)(写し可)
 - a 市税に滞納がある場合は、申請を受け付けできません。
 - b 申込日前2か月以内に発行されたものを提出してください。
 - c 法人で、法人市民税が課税されていない場合は、「法人設立・事務所設置届 出書」の写しを提出してください。
 - ※市税の証明と閲覧については、秋田市ホームページを参照してください。 (ページ番号1002744)
 - イ 上記の様式については、秋田市ホームページ事業者情報「その他入札・契約」 の建設部入札様式から入手してください。(ページ番号1007394)
 - ウ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしません。
- (2) 指名および非指名通知について
 - ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知をします。
 - イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方 には非指名通知により、その旨を通知します。
- (3) 入札について
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加してください。
 - イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格としますので、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。
 - ウ 予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者を落札者とします。 なお、今回の入札は最低制限価格を設定していることから、当該最低制限価格 以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者としま す。

また、最低制限価格は予定価格の10分の6以上の範囲で設定します。

- エ 入札執行回数は2回を限度とします。
 - ただし、2回の入札に付し落札者がいない場合には、見積合わせを行います。
- オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出してください。
- カ 落札者(契約者)は、秋田市財務規則第 130 条の規定に基づき、当該契約の 履行を保証する「保証人」が契約締結時に必要となる場合があります。
- 3 その他
 - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とします。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しません。
 - (3) 問い合わせ先
 - ア 申込書等の提出について

建設総務課 庶務担当 (電話) 018-888-5747

イ 業務内容について

公園課 施設担当 (電話) 018-888-5755